

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

日常生活で手話通訳が必要なときに、手話通訳者を派遣しています。

また、手話がわからない難聴者・中途失聴者の人には、話しことばを要約して、文字で伝える要約筆記者を派遣しています。

■申込み 社会福祉課にある申請用紙で申込み

詳しくは、問い合わせてください。

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

市役所に手話通訳者を配置しています



社会福祉課に手話通訳者を配置しています。

市役所内で行う手続きや相談などをする際にご利用ください。

問 社会福祉課 ☎ (93) 4192

福祉カーを貸し出しています



車いすを必要とする高齢者や心身障害者の通院などの援助、外出支援のために、スロープ付きの自動車を貸し出しています。

■受付時間 8:30～17:15

※1回につき2日以内、
1か月に3回以内

■対象

- 市内在住、普通自動車免許所持者
- 心身障害者（児）及び車いすを必要とする高齢者とその家族

■費用 無料 ※燃料費は実費負担

問 高齢者福祉課 ☎ (93) 4981

外国人支援窓口を設置しています

外国人市民などの日常生活に関する相談を行うため外国人支援窓口を開設しています。

■開設日 市役所開庁日

■時間 9:00～17:00

■場所 市役所本庁舎市民課脇

■対応可能言語

日本語（やさしい日本語）・英語・
タガログ語（フィリピン語）・インドネシア語

※外国人支援員の勤務状況により、対応できる言語は異なります。

問 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

火災・救急時 119番にかける方法



音声によらない 119 番通報

スマートフォンやタブレットから、画面をタッチする簡単な操作で音声によらない 119 番通報ができるシステムです。

FAX で 119 番通報

FAX により消防車や救急車を呼ぶことができます。FAX 番号は局番なしの 119 番です。

メールで 119 番通報

携帯電話やパソコンのメールを利用して、消防車や救急車を呼ぶことができます。

※音声によらない 119 番通報とメールでの 119 番通報を利用するには、申込みが必要です。

■申込み

申込書に必要事項を記入して、郵送・FAXまたは消防署・北分署まで持参。申込書・FAX119 番送信用紙・ご利用案内は、消防署・北分署・社会福祉課で配布、または市公式ホームページからダウンロードできます。



問 消防署 ☎ (92) 1311

繁殖期のカラスにご注意ください

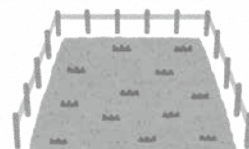


5月～7月は、カラスによる人への威嚇など、被害が多く確認される時期となります。

被害を受けないために、カラスのいる場所は避け、帽子を被るなどしましょう。また、エサにならないようにごみなどを適正に管理しましょう。

問 環境課 ☎ (93) 4946

森林の土地所有者 届出制度



売買や相続などにより森林を取得した人は、土地の所有者となった日から90日以内に、届出書に次の書類を添付して届け出る必要があります。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している場合には、土地の所有者届出は不要

■添付書類

○土地の位置を示す地図

○土地の登記事項証明書（写し可）
または、その他の届出の原因を証明する書面

届出書は、市公式ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、問い合わせてください。

問 環境課 ☎ (93) 4945

